大阪府は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)の規定により、 以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

## 1 対象事業者

- (1) 法 人 名 昇岩株式会社
- (2) 代表 者代表取締役 岩尾 憲一郎
- (3) 所 在 地 大阪府池田市荘園二丁目1番4号

## 2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 ドレミファソライズ FC 池田
- (2) 所 在 地 大阪府池田市荘園二丁目1番4号
- (3) サービス種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- 3 処分年月日

令和6年7月8日(月曜日)

4 指定取消年月日

令和6年8月8日(木曜日)

- 5 指定取消の理由
- ○不正請求 (法第21条の5の24第1項第6号)

児童発達支援管理責任者が常勤で勤務していないにも関わらず、障害児通所給付費を不 正に請求し受領した。

○虚偽の報告(法第21条の5の24第1項第7号)

法第 21 条の 5 の 22 第 1 項に基づく監査において、常勤の児童発達支援管理責任者が実際には勤務していない日に勤務していたように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の勤務実績表を作成し、虚偽の報告を行った。